

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立でき、働きやすい労働環境を整備することによって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日

2. 内容

(1) 雇用環境の整備に関する事項

■ 子育てを行う労働者等の職業生活との両立を支援するための雇用環境の整備

◇ 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<目標> 妊娠中及び出産後の労働者の健康管理

<対策> 現行の就業規則の周知及び、法改正に速やかに対応をして、諸制度の周知作業を行う。

◇ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の推進

<目標> 出生時、父親の休暇取得の推進

<対策> 現行の就業規則の周知及び、出生時の取得を推進する。

◇ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

<目標> 一つ上位の職階へ昇進した女性労働者の割合を、男性労働者同様4%とする

<対策> 女性が活躍できる職場である事を労働者、求職者に向けて積極的に広報する。

◇ 所定外労働の削減、年次有給休暇取得の推進

<目標> 所定外労働時間を前期比5%削減、有給休暇取得率を50%以上とする

<対策> ノー残業デーの実施、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。

(2) (1)以外の次世代育成支援対策に関する事項

◇ 労働者だけでなく、労働者の家族を招いての本格的な食を学ぶイベントの実施

<目標> バーベキュー等での本格的な料理を通じ、社員の家族と共に、食品会社として大切な

『美味しい』を学び、周りに『美味しい』を提供していく

<対策> 年に数回「バーベキューパーティー」等の機会を設け、会社と労働者、またその家族との和を深める他、食に対しての関心・理解をより深いものとする。